

財政局千葉市決裁規程共通専決事項の取扱いに関する事務処理要領

- 1 千葉市決裁規程（平成4年千葉市訓令(甲)第1号。以下、決裁規程という。）別表第1共通専決事項第1項一般的事項の表中（5）、（6）、（7）に規定する専決事項について財政局所管事項の取扱いを別表1に、その他を別表2のとおり定める。
- 2 決裁規程別表第1共通専決事項3財務に関する事項（1）、（2）、（3）に規定する専決事項については、課長への回議を要するものとする。ただし、別表3に掲げる専決すべき事項の課内回議の順序は、同表の課内回議の欄に掲げるとおりとする。
- 3 この要領における用語の意義は、決裁規程の例によるものとする。
- 4 別表1中（5）に該当する事項として定める処分について、当該処分を拒否する処分を行う場合には、決裁規程における（5）、（6）の規定の趣旨を踏まえ、当該処分の専決者となっている者と同等以上の決裁を受けるものとする。
- 5 この要領の規定は、決裁規程第9条第2項の規定により、専決権者が重要又は異例と認めたものについて、その上位者に決裁を受けることを妨げない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。ただし、令和4年度予算に係る事項についてはなお従前の例による。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

部	課	係	専決すべき事項	専決者						共通専決事項に定める専決事項	備考
				局長	部長	第一類事業所長	課長	課内室長	係長		
税務部	市税事務所市民税課	管理班・個人市民税班	(1) 個人の市民税及び軽自動車税の災害等による期限の延長			○				(5)	
		個人市民税班	(2) 個人の市民税に係る犯則事件			○				(5)	
		管理班・個人市民税班	(3) 個人の市民税及び軽自動車税に係る過料			○				(6)	
		管理班	(4) 納税貯蓄組合設立届の受理				○			(7)	
	市税事務所資産税課	土地班・家屋班	(1) 土地及び家屋に係る固定資産税等並びに特別土地保有税の災害等による期限の延長			○				(5)	
		土地班・家屋班	(2) 土地及び家屋に係る固定資産税等並びに特別土地保有税の犯則事件			○				(5)	
		土地班・家屋班	(3) 土地及び家屋に係る固定資産税等及び特別土地保有税の過料			○				(6)	
	市税事務所法人課	法人班・償却資産班	(1) 法人の市民税、償却資産の固定資産税、市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の災害等による期限の延長			○				(5)	
		法人班・償却資産班	(2) 法人の市民税、償却資産の固定資産税、市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の犯則事件			○				(5)	
		法人班・償却資産班	(3) 法人の市民税、償却資産の固定資産税、鉱産税及び事業所税の過料			○				(6)	
	市税事務所納税第一課	納税第一班・納税第二班・納税第三班	(1) 市税の徴収の災害等による期限の延長			○				(5)	
	市税事務所納税第二課	納税第一班・納税第二班・納税第三班	(1) 市税の徴収の災害等による期限の延長			○				(5)	

別表2

部	課	係	専決すべき事項	専決者						共通専決事項に定める専決事項	備考
				局長	部長	第一類事業所長	課長	課内室長	係長		
税務部	市税事務所市民税課	管理班・個人市民税班	(1) 個人の市民税(個人の県民税を含む。以下同じ。)及び軽自動車税の賦課決定及び加算金の決定				○			3-(1)-(1)	
	市税事務所資産税課	土地班・家屋班	(1) 土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税(以下「固定資産税等」という。)の賦課決定				○			3-(1)-(1)	
		土地班	(2) 特別土地保有税の更正、決定又は加算金の決定				○			3-(1)-(1)	
	市税事務所法人課	法人班	(1) 法人市民税、市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の更正、決定又は加算金の決定				○			3-(1)-(1)	
		償却資産班	(2) 償却資産の固定資産税の賦課決定				○			3-(1)-(1)	
	市税事務所納税第一課	納税第一班	(1) 市税の不納欠損の報告			○				1-(1)	
	市税事務所納税第二課	納税第一班	(2) 市税の不納欠損の報告			○				1-(1)	

別表3

部	課・課内室	専決すべき事項	課内回議	備考
資産経営部	資産経営課	(1)千葉中央コミュニティセンター再整備に関する事。	主査、再整備担当課長の順	
		(2)新庁舎整備後の余剰地の活用に関する事。	主査、再整備担当課長の順	